

政令第百六十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「二十八キロワット」を「五十・四キロワット」に改め、同条に次の二号を加える。

二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、あて先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

第二十二條の表に次のように加える。

二十二	ルーティング機器	一千五百台
二十三	スイッチング機器	千五百台

附 則

この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。